藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

制定 平成28年 7月25日

改正 平成28年11月15日

改正 平成29年12月15日

改正 平成30年 4月 1日

改正 平成30年 8月 1日

改正 令和4年 2月 1日

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、市が行う介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業 (以下「総合事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 (用語の意義)
- 第2条 この要綱における用語の意義は、法、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)及び地域支援事業の実施要綱(平成28年厚生労働省老健局長通知老発第0609001号「地域支援事業の実施について」別紙)の例による。

(事業の目的)

第3条 この事業は、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者が増加することが予想される中、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、市の実情に応じて、要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を行うものとする。

(実施する事業等)

- 第4条 市が実施する総合事業は、次に掲げる事業又はサービスとする。
 - (1) 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業

ア 同号イに規定する第1号訪問事業

- ⑦ 介護予防訪問型サービス
- (イ) 訪問型サービスA
- (ウ) 訪問型サービスC
- イ 同号ロに規定する第1号通所事業 介護予防通所型サービス

- ウ 同号ニに規定する第1号介護予防支援事業 介護予防ケアマネジメント
- (2) 法第115条の45第1項第2号に規定する一般介護予防事業
 - ア 介護予防普及啓発事業
 - イ 地域介護予防活動支援事業
 - ウ 地域リハビリテーション活動支援事業
- 2 前項第1号ア(ア), (イ)及び同号イに掲げるサービスは,法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者により行う。ただし,前項第1号ア(イ)のうち,藤沢市訪問型サービスA(委託型)事業実施要綱に基づき実施するものについてはその限りではない。

(総合事業の対象者)

- 第5条 前条第1項第1号に掲げる事業を利用することができる対象者は、次の各 号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 居宅要支援被保険者
 - (2) 基本チェックリストに該当する第1号被保険者(2回以上にわたり当該チェックリストの該当の有無を判断した場合においては、直近の当該チェックリストの該当の有無の判断の際に当該チェックリストに該当した第1号被保険者とし、また、基本チェックリストに該当した第1号被保険者であって要介護認定を受けたものにおいては、当該要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受けた日から当該要介護認定の有効期間の満了の日までの期間を除くものとする。)
- 2 前条第1項第2号に掲げる事業を利用することができる対象者は, 第1号被保 険者とする。

(利用の手続き)

第6条 第4条第1項第1号ア又はイに掲げる事業を利用しようとする者は、介護 予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書により市 長に届け出なければならない。

(指定事業者の指定)

第7条 法第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定(以下「指定事業者の指定」という。)は、次の各号に掲げるサービスの種類に応じ、当該各

号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 介護予防訪問型サービス 法人により介護予防訪問型サービスの指定の申請 が行われた場合において、当該申請の内容が第8条に掲げる市長が別に定める 基準(以下「第1号事業人員等基準」という。)に合致しているとき。
- (2) 訪問型サービスA 介護予防訪問型サービスの指定を受けた法人又は介護予防訪問型サービスの指定の申請を行う法人により、当該指定又は指定の申請に係る事業所(市内に所在する事業所に限る。)について訪問型サービスAの指定の申請が行われた場合において、当該申請の内容が第1号事業人員等基準に合致しているとき。
- (3) 介護予防通所型サービス 法人により介護予防通所型サービスの指定の申請が行われた場合において、当該申請の内容が第1号事業人員等基準に合致しているとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、介護保険事業計画による整備予定数、サービスの需給バランス等を勘案し、必要と認めるときは、公募又は協議により事業者を選定し、当該事業者からの申請に基づいて指定事業者の指定を行うことができる。
- 3 法第115条の45の6第1項に規定する指定事業者の指定の更新は、指定事業者からの申請により行うものとする。

(指定事業者の指定基準)

第8条 省令第140条の63の6に規定する市が定める基準は,第4条第1項第 1号ア(ア)及び同号イに掲げるサービスについては省令第140条の63の6 第1号イに,第4条第1項第1号ア(イ)に掲げるサービスについては省令第1 40条の63の6第2号に該当するものとし,市長が別に定めるものとする。

(指定事業者の指定有効期間)

第9条 省令第140条の63の7に規定する指定事業者の指定の有効期間は,6 年とする。

(第1号事業支給費等)

第10条 市長は、第4条第1項第1号ア(ア)、(イ)及び同号イに掲げるサービスに要した費用について、第1号事業支給費(法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。)を支給する。ただし、第4条第1項第1号ア(イ)のうち、藤沢市訪問型サービスA(委託型)事業実施要綱

に基づき実施する費用は除くものとする。

- 2 省令第140条の63の2第1項第1号イ及び同項第3号の規定により定める サービスに要する費用の額並びに第1号事業支給費の額は、市長が別に定める。
- 3 第1号事業支給費の支給を受けようとする者は、藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費支給申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項に規定する第1号事業支給費支給申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費支給(不支給)決定通知書により当該申請者に通知するものとする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、次条第1項の規定により市長が第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を神奈川県国民健康保険連合会に委託して行う場合における第1号事業支給費の支給については、サービスを提供した指定事業者が神奈川県国民健康保険団体連合会に対して直接請求することにより行うものとする。

(第1号事業支給費に係る審査及び支払)

- 第11条 市長は,第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を,法第1 15条の45の3第6項の規定により神奈川県国民健康保険団体連合会に委託し て行うものとする。
- 2 市長は、前項に規定する神奈川県国民健康保険団体連合会への委託の範囲を超 えた審査及び支払に関する事務については直接行う。

(低所得者対策等)

- 第12条 市長は、次の各号に掲げる事業又は施策について、当該各号に定めると おり行うものとする。
 - (1) 高額介護予防サービス費相当事業 法第61条第1項の規定による高額介護 予防サービス費の支給の例により行う。
 - (2) 高額医療合算介護予防サービス費相当事業 法第61条の2第1項の規定による高額医療合算介護予防サービス費の例により行う。
 - (3) 社会福祉法人等による利用者負担額軽減相当事業 藤沢市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度実施要綱に基づき行う。
 - (4) 藤沢市介護保険居宅サービス等自己負担額助成相当事業 藤沢市介護保険居 宅サービス等自己負担額助成要綱に基づき行う。

(5) 第1号事業支給費の額の特例 法第60条第1項,第2項又は第3項の規定による介護予防サービス費等の額の特例の例により行う。

(指導及び監査)

第13条 市長は、指定事業者に対し、必要に応じて、指導及び監査を行うことができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか総合事業の実施について必要な事項は、市 長が別に定める。

附則

(施行日)

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 第7条第1項及び第2項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の 行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 第9条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる指定に係る有効期間は、当該各 号に定める期日までとする。
 - (1) 平成30年3月31日以前の日を始期とする指定の有効期間は、次の期日までとする。
 - ア 介護予防訪問型サービス若しくは訪問型サービスAに係る指定事業者が, 同一の事業所において指定訪問介護を行っており,当該指定訪問介護事業所 に係る指定有効期間の末日が平成30年3月31日より後に到来する場合は, 当該指定有効期間の末日
 - イ 介護予防通所型サービス事業者が同一の事業所において指定通所介護又は 指定地域密着型通所介護を行っており、当該指定通所介護事業所又は指定地 域密着型通所介護事業所に係る指定有効期間の末日が平成30年3月31日 より後に到来する場合は、当該指定有効期間の末日
 - ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合は、平成30年3月31日
 - (2) 平成30年4月1日以降を始期とする新規の指定を受けようとする事業者の 指定に係る有効期間又はみなし指定事業者若しくは前号ウの規定により平成3 0年3月31日までの期間が指定有効期間となった指定事業者で、同一の事業

所において指定訪問介護,指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の事業を行っているものの平成30年4月1日を始期とする更新の指定に係る有効期間は、次の期日までとする。

- ア 介護予防訪問型サービス若しくは訪問型サービスAに係る指定事業者が, 同一の事業所において指定訪問介護を行っている場合は,当該指定訪問介護 事業所に係る指定有効期間の末日。ただし,当該日が新たな指定有効期間の 始期から起算して1年未満に到来する場合は,当該日から起算して6年後の 日。
- イ 介護予防通所型サービス事業者が同一の事業所において指定通所介護又は 指定地域密着型通所介護を行っている場合は、当該指定通所介護事業所又は 指定地域密着型通所介護事業所に係る指定有効期間の末日。ただし、当該日 が新たな指定有効期間の始期から起算して1年未満に到来する場合は、当該 日から起算して6年後の日。

附 則(平成28年11月15日改正)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年12月15日改正)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日改正)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月31日改正)

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則(令和4年2月1日改正)

この要綱は、公表の日から施行する。